

消防O Aシステム導入設定 業務委託仕様書

大隅肝属地区消防組合

目次

第1章 総則	1
1 委託業務名	1
2 システム概要	1
3 運用開始日	1
4 消防OAシステム使用場所	1
5 システムの提供に関する保証	1
6 教育指導	2
7 情報の管理・保護	2
8 データの所有権	2
9 報告	2
10 法令の遵守	2
第2章 システム仕様	3
1 導入システム体系	3
2 共通管理機能	3
3 警防業務管理	3
4 予防業務管理	4
5 その他出動管理	5
第3章 動作環境	6
1 使用端末(別途調達)	6
2 ネットワーク	6
第4章 保守	6
1 保守体制	6
2 保守対応時間	6
3 障害対応	6
4 法改正対応	7
5 帳票変更対応	7
6 問合せ対応	7
第5章 その他	7
1 データ移行	7
2 入札及びシステム使用料	7
3 再委託の禁止	7
4 検査等	8
5 検収	8
6 契約不適合責任	8
7 個人情報の保護及び機密の保持	8
8 疑義	8

第1章 総則

1 委託業務名

消防OAシステム導入設定業務委託

2 システム概要

パソコン等の情報端末のウェブブラウザからクラウドを介してデータセンターでの使用可能なシステムであること。

消防OAシステムは、「救急情報管理」、「救助情報管理」、「火災情報管理」、「講習会情報管理」、「防火対象物管理」、「危険物施設管理」及び「その他出動管理」の機能を有すること。

3 運用開始日

令和8年10月1日に運用を開始するものとする。

4 消防OAシステム使用場所

大隅肝属地区消防組合

- (1) 鹿児島県鹿屋市新川町 800 番地
消防本部・中央消防署
- (2) 鹿児島県鹿屋市串良町下小原 2001 番地 1
東部消防署
- (3) 鹿児島県肝属郡錦江町城元 1055 番地
南部消防署
- (4) 鹿児島県鹿屋市輝北町上百引 3930 番地
輝北分署
- (5) 鹿児島県肝属郡肝付町北方 1895 番地 1
内之浦分署
- (6) 鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3439 番地
佐多分署

5 システムの提供に関する保証

- (1) サービスの提供時間は、24 時間 365 日とする。ただし、次のいずれかに該当する場合に、受注者はサービスの一部又は全部を必要な期間停止できるものとする。

ア システムの点検時

イ サービスを提供するためのシステムに障害が発生した場合

ウ 受注者又は受注者が使用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合

エ 第三者の故意・過失による不具合に対策を講じる必要がある場合

オ 第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になった場合

(2) 受注者は、前項各号の事由に基づくサービスの停止によって生じた発注者及び第三者の損害については、一切の責任を負わないものとする。

6 教育指導

受注者は、システムの円滑な運用支援のため、発注者に対し操作研修を行うものとする。

なお、職員研修に必要な諸経費は、受注者が負担するものとする。また、法改正、システム等の変更により操作方法が大幅に変更された際も、操作研修開催可否に対し両者で協議する。

7 情報の管理・保護

受注者は、ウェブサーバー内の情報について、善良なる管理者の注意義務をもって厳格に管理するものとし、発注者の了解を得た場合を除いて情報を閲覧しないこととする。

また、不正なアクセス、情報の紛失、破綻、改ざん、漏洩等が発生しないよう、適切な安全対策を講じること。

ウェブサーバーは自動バックアップ機能を有するもので、堅牢なデータセンターに設置するものとし、データセンターは ISO 27001 認証を取得したもので、空調設備、無停電電源装置(UPS)及び非常用発電設備を備え、24 時間 365 日の有人での入退室監視体制をとるなど、セキュリティ対策には万全を期すこととする。

なお、データセンターの使用料は受注者の負担とする。

8 データの所有権

発注者がシステムに登録した情報の所有権・使用权は、全て発注者に帰属するものとする。

9 報告

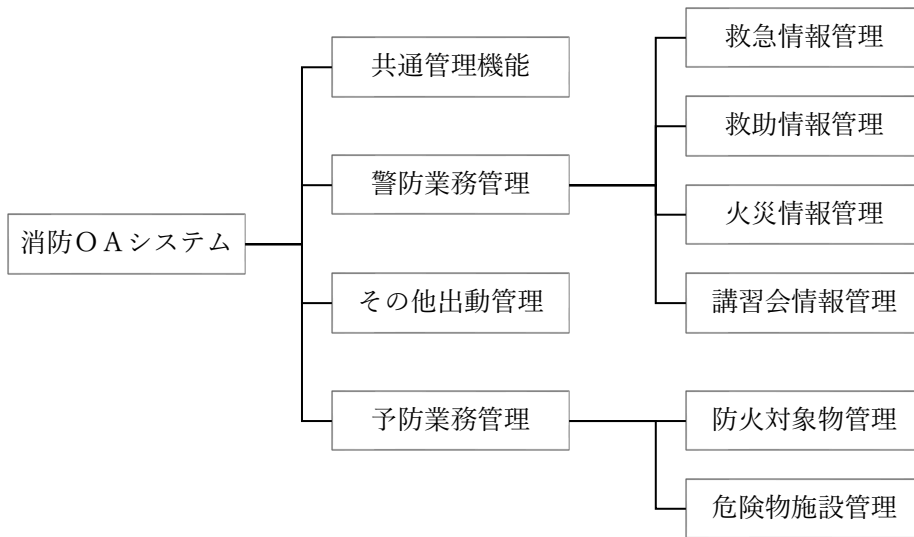
発注者がサービスの遂行状況及びその他必要な報告を求めた場合は、速やかにその求めに応じること。

10 法令の遵守

電気通信事業法、その他の関係諸法令、本消防組合契約約款及び情報セキュリティポリシーを遵守すること。

第2章 システム仕様

1 導入システム体系



2 共通管理機能

(1) 操作性

プルダウン、チェックボックス、入力ガイド等を多用し操作しやすくするとともに、入力ミスを減らす工夫を行うこと。また、登録ボタンをなくし、画面遷移のみで自動登録する仕組みにすることにより、急な出動時に登録操作を行わないと保存できない事態を防ぐこと。さらに、いずれのシステムを使用する場合でも同じ操作性で使用でき、マスタの一部を共用することで、効率よくマスタ管理が行えること。

(2) ログインと権限

救急事案情報はSSL/TLS通信によるデータの暗号化で行うものとし、ログインする職員毎に使用できる機能の権限設定をすることが可能であること。

なお、権限は全署参照権限、全署修正権限、締切後修正、承認権限、マスタ保守権限等とする。

(3) 複数端末からの同時入力

複数の担当者で同時入力及び同時参照が行えること。

(4) 項目追加設定

任意の画面の任意の位置に、入力項目を追加することが可能であること。

(5) 統計機能

入力したデータを様々な条件で抽出する機能を備え、抽出方法は一覧検索及びクロス集計とし、抽出結果はCSV形式及びPDF形式で出力可能であること。

3 警防業務管理

(1) 機能

「救急情報管理」、「救助情報管理」、「火災情報管理」及び「講習会情報管理」の

機能を有し、出動事案や講習会情報の入力を行うことによりデータが蓄積され、「救急情報管理」、「救助情報管理」及び「火災情報管理」については、総務省消防庁の「統計調査系システム」に対応したデータが作成されるものであること。また、救急活動報告書、救急救命処置録、事後検証票等の様式を発注者独自の様式で登録及び出力できる機能並びに様々な条件でデータを抽出する統計機能を有するものであること。

(2) データチェック機能

各入力画面では極力入力ミスを少なくするためデータチェック機能を設け、データチェックでエラーのない完成データとなり、「救急情報管理」、「救助情報管理」及び「火災情報管理」の場合は、総務省消防庁の「統計調査系システム」報告の対象データとなるものであること。また、一時保存にてデータを保存し、必要な時に一括でのデータチェックが可能であり、任意の入力項目に対してデータチェックの設定が可能であること。

(3) 添付ファイル機能

「救急情報管理」、「救助情報管理」及び「火災情報管理」は、添付ファイル機能により図面をスキャン等したファイルを台帳に結び付けて登録することが可能であること。また、登録された図面ファイル等はサーバーで一元管理し、将来的な災害現場でのタブレット等を活用した参照も想定したものであること。

(4) 様式登録

救急活動報告書、救急救命処置録、事後検証票等の発注者独自の様式をシステムに登録し、出力することが可能であること。

(5) 総務省消防庁向けの報告

総務省消防庁の「統計調査系システム」向けのデータ出力が可能であり、「統計調査系システム救急・ウツタイン様式調査業務(救急調査オンライン処理システム)」、「救急調査オフライン処理システム」、「救助調査オフライン処理システム」及び「統計調査系システム火災報告等調査業務(火災報告等オンライン処理システム)」用の CSV ファイルを出力でき、事務作業の低減が図れること。

4 予防業務管理

(1) 機能

「防火対象物管理」及び「危険物施設管理」の機能を有し、台帳管理、申請・届出管理点検・検査状況等の入力を行うことによりデータが蓄積され、総務省消防庁の「統計調査系システム」に対応したデータが作成されるものであること。また、防火対象物台帳、危険物台帳、査察簿等の様式を発注者独自の様式で登録および出力できる機能及び様々な条件でデータを抽出する統計機能を有するものであること。

(2) データチェック機能

各入力画面では極力入力ミスを少なくするためデータチェック機能を設け、データチ

チェックでエラーのない完成データとなり、総務省消防庁の「統計調査系システム」報告の対象データとなるものであること。また、一時保存にてデータを保存し、必要な時に一括でのデータチェックが可能であり、任意の入力項目に対してデータチェックの設定が可能であること。

(3) 添付ファイル機能

添付ファイル機能により、図面をスキャン等したファイルを台帳に結び付けて登録でき、必要に応じてフォルダに分類して保存することが可能であること。登録された図面ファイルはサーバーで一元管理し、将来的な災害現場でのタブレット等を活用した参照も想定したものであること。

(4) 様式登録

防火対象物台帳、危険物台帳、査察簿等の発注者独自の様式をシステムに登録し、出力することが可能であること。

(5) 総務省消防庁向けの報告

総務省消防庁の「統計調査系システム」向けのデータ出力が可能であり、「防火対象物実態等調査」及び「危険物規制事務調査」用の CSV ファイルを出力でき、事務作業の低減が図れること。

(6) データの履歴管理

最新情報の入力、修正、申請・届出等により、随時更新される台帳情報を、履歴として保存することが出来ること。

5 その他出動管理

(1) 機能

「その他出動管理」の機能を有し、「警防業務管理」に含まれない自火報鳴動出動、救急支援出動、ドクターヘリ警戒出動、行方不明捜索、風水害、漏洩事故等の出動事案の入力を行うことによりデータが蓄積されるものであること。また、発注者独自の様式で登録及び出力できる機能並びに様々な条件でデータを抽出する統計機能を有するものであること。

(2) データチェック機能

各入力画面では、極力入力ミスを少なくするためデータチェック機能を設け、データチェックでエラーのない完成データとなること。また、一時保存にてデータを保存し、必要な時に一括でのデータチェックが可能であり、任意の入力項目に対してデータチェックの設定が可能であること。

(3) 添付ファイル機能

添付ファイル機能により、図面をスキャン等したファイルを台帳に結び付けて登録することが可能であること。登録された図面ファイルはサーバーで一元管理し、将来的な

災害現場でのタブレット等を活用した参照も想定したものであること。

(4) 様式登録

発注者独自の様式をシステムに登録し、出力することが可能であること。

第3章 動作環境

システムの動作環境は、下記のとおりとする。

1 使用端末(別途調達)

パソコン本体	下記環境で安定動作する機種
ソフトウェア	Microsoft Edge 最新バージョン Microsoft Excel 365/2024/2021 Adobe Acrobat Reader DC
OS	Windows 11
ディスプレイ	解像度 XGA (1024 x 768)以上 High Color(16ビット)65,536色以上

2 ネットワーク

ネットワーク	TCP/IP ネットワーク通信環境
--------	-------------------

第4章 保守

1 保守体制

使用期間中にシステムが正常かつ円滑に稼働できるよう、受注者の負担において万全な保守体制をとること。

2 保守対応時間

保守サービス時間は、休日、祝日及び受注者の休業日を除き、9時から17時までとする。

3 障害対応

障害発生時には、リモートメンテナンスにて障害回復を行うこと。なお、発注者に担当窓口及び連絡先を届けること。

4 法改正対応

法改正が施行される場合はプログラム改修を実施し、国・県への統計報告に支障をきたさないこと。

5 帳票変更対応

使用期間内において、「第2章 システム仕様」の「3 警防業務管理」にある「(5) 総務省消防庁向けの報告」及び「4 予防業務管理」にある「(5) 総務省消防庁向けの報告」の出力帳票に変更が生じた場合、対応するために生じた費用は保守費用に含めること。

6 問合せ対応

システムの操作方法、システム運用状況、詳細費用、データ調査等の問合せに対応すること。

第5章 その他

1 データ移行

既存のシステム（ゼネラル製消防OAシステム）から抽出した下記項目のデータ移行を行うこと。

(1) 救急：CSV形式4ファイル（約481項目）

(2) 防火対象物：CSV形式1ファイル（約138項目）

※データの閲覧が必要な場合は、発注者に連絡すること。

2 入札及びシステム使用料

(1) 札金額

入札する金額は本仕様書に記載されている事項のほか、令和8年10月1日から令和9年3月31日までのデータセンター接続使用料、保守料（「第4章 保守」を参照）システムを使用する際に係る費用全て（回線使用料を除く。）を含めた金額とする。

(2) 令和9年4月1日以降のシステム使用料

令和9年4月1日以降のシステム使用料は単年度契約とする。

データセンター接続使用料、保守料（「第4章 保守」を参照）ほか、システムを使用する際に係る費用全て（回線使用料を除く。）を含めた金額とする。

3 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部若しくは一部の処理を第三者に委託又は請け負わせてはなら

ない。ただし、受注者から1年以内に本消防OAシステムの開発を請け負っている第三者の場合はこの限りでない。

4 検査等

(1) 検査は、本仕様書に基づき実施する。

(2) 本事業が終了した時は、総合的な動作試験等の完成検査を実施する。

受注者は、発注者が行う納入検査、完成検査に立ち会い、指摘事項については速やかに処理すること。

5 検収

本事業の設定が終了後において、本仕様書に規定する完成検査の合格をもって検収とする。

6 契約不適合責任

(1) 検収(運用試験期間含む。)引き渡し後1年以内に受注者の設計製造、設定の不良等で生じた不具合事項は、受注者の責任において、速やかにかつ無償で改修を行うこと。

(2) 受注者は、前項の改修を行う場合は、その方法・手段について発注者の承認を得ること。

(3) 本期間経過後においても受注者の責任と明らかに認められる不具合については、無償にて受注者が改修等を行うこと。

7 個人情報の保護及び機密の保持

(1) 本委託業務では、個人情報を取り扱うことから受注者は、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備すること。

(2) 本事業を整備・構築する上で提供された各種データは、情報機密の観点から外部に漏れることの無いよう万全を期すこと。また、整備後は保守に必要なデータ以外は、発注者に返却又は滅却すること。

(3) 本事業を整備・構築する上で第三者による情報の改ざん、漏えい等を防止するためコンピュータウイルス・ハッカー等の不法侵入、攻撃等に関するセキュリティ対策及びネットワーク対策に万全を期すこと。

8 疑義

(1) 本仕様書における解釈について、疑義又は規定のない事項が生じた場合は、誠意をもって発注者と協議して解決すること。

(2) 疑義に関する協議での決定事項については、別途協議書面又は議事録として記録を残すこと。